

Q 勤務時間が短いパートタイマーにも健康診断を実施しなければならないか

A

原則として、パートタイマーやアルバイト等の短時間労働者であっても、安衛法第 66 条に基づき、次に掲げる健康診断を実施しなければなりません。

- (1) 雇入れの際に行う健康診断及び 1 年以内ごとに 1 回、定期に行う健康診断
- (2) 深夜業など特定業務への配置替えの際に行う健康診断及び 6 月以内ごとに 1 回、定期に行う健康診断
- (3) 有害業務への雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後定期に行う健康診断
- (4) その他必要な健康診断

ただし、(1)、(2)については、次のア～ウのいずれにも該当し、1 週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の 4 分の 3 以上である者が対象となります。

ア 雇用期間の定めのない者

イ 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により 1 年以上使用される予定の者
(特定業務従事者にあつては 6 ヶ月)

ウ 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により 1 年以上引き続き使用されている者

また、ア～ウのいずれにも該当し、1 週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の概ね 2 分の 1 以上である者は、実施することが望ましいとされています（平成 19 年 10 月 1 日基発第 1001016 号）。